

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 022-291-0411

令和7年11月14日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構山形病院において、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則に基づく懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事 案 の 概 要	行為者兩名は、入院患者へ提供した食事の余った食事を適切に廃棄せずに食する等の行為を長期間繰り返し行っていたもの。
処 分 年 月 日	令和 7 年 1 1 月 1 4 日
処分量定等	(行 為 者) 独立行政法人国立病院機構山形病院 ①調理部門職員(60代 男性) ②調理部門職員(60代 女性) (処分量定) ① 減給 ② 減給